

テレビ会議又は Web 会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について

令和 2 年 4 月 9 日
食品安全委員会決定

- 1 食品安全委員会運営規程（平成 15 年 7 月 1 日食品安全委員会決定）第 3 条に規定する適當と認める者が、天災、感染症のまん延の防止その他のやむを得ない事情（以下「天災等」という。）により、食品安全委員会の開催場所に出席することができない場合には、委員長は、当該適當と認める者が映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「テレビ会議又は Web 会議システム」という。）を利用して出席することを認めることができる。
- 2 専門委員並びに食品安全委員会専門調査会等運営規程（平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定）第 4 条第 3 項に規定する専門委員及び外部の者（以下「専門委員等」という。）が、天災等により、専門調査会又はワーキンググループの開催場所に出席することができない場合には、座長は、専門委員等がテレビ会議又は Web 会議システムを利用して出席することを認めることができる。

附 則

この決定は、令和 2 年 4 月 9 日から施行する。